

介護保険を利用している方への居宅療養管理指導について

1. 当院は、神奈川県知事指定の介護予防居宅療養管理指導及び居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という）実施施設です。（事業所番号：1413110806）

2. 居宅療養管理指導等の目的

当院では在宅で療養を行う介護保険利用の患者様の継続的な管理に伴い、介護保険サービスを利用するうえでの指導の他、介護支援専門員への居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行っています。

3. サービス担当、実施時間

医師：常勤5名 9：00～17：00

4. 実施している介護保険サービスと利用料等（1割の場合）

居宅療養管理指導費（医師が行う場合、月2回を限度）

単一建物患者数 1人 515円

単一建物患者数 2人から 9人 487円

単一建物患者数 10人以上 446円

※在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定している場合

単一建物患者数 1人 299円

単一建物患者数 2人から 9人 287円

単一建物患者数 10人以上 260円

居宅療養管理指導費（管理栄養士が行う場合、月2回を限度）

単一建物患者数 1人 545円

単一建物患者数 2人から 9人 487円

単一建物患者数 10人以上 444円

【その他の費用】

訪問診療や、それに伴う治療の費用、及び治療に関する電話相談の費用は、医療保険として取り扱われ、医療保険の一部負担金が、別途かかります。

5. 秘密保持

①居宅療養管理指導等を実施するにあたって知り得た秘密を漏らしません。

②ただし、ケアプランの作成のために患者様の情報を居宅介護支援事業者に提供する必要があります。
この情報については、患者様又はご家族の了解のもとで、居宅介護支援事業所に提供します。

6. 相談・苦情処理

当院で行っている介護保険サービスについてのご相談又は苦情があれば、いつでも担当者にご相談ください。

令和6年6月1日

よこはま港南台地域包括ケア病院